

利根川水系河川整備基本方針に記載すべき事項（案）

1 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

治水・利水・環境の総合的な方針

- ・利根川は我が国の社会経済活動の中枢を担う首都圏を抱える関東平野を貫流する国土管理上極めて重要な河川。
- ・そのため、洪水から貴重な生命・財産を守り、地域住民が安心して暮らせるよう、これまでの河川整備の経緯、沿川の社会的状況や河川の状況の変化等も踏まえて、水系全体のバランスのとれた治水安全度をより早期にかつ確実に向上。
- ・また、広大な関東平野の農業用水や首都圏の社会経済活動を支える都市用水を広域ネットワークにより安定的に供給。
- ・峡谷、礫河原、湿地、湖沼、汽水域等様々な形態の河川環境が存在し、豊かな自然環境を整備・保全。
- ・都市内及び近郊の身近なオープンスペース、自然環境の場として多くの人々に利用されており、自然共生型の整備。
- ・そのため、関係機関や地域住民と共通の認識を持ち、連携を強化しながら、治水・利水・環境に関わる施策を総合的に展開。
- ・あわせて、災害発生の防止、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持及び河川環境の整備・保全の観点から、河川の有する多面的機能を十分に発揮できるよう、河川の維持管理を適切に実施し、治水・利水・環境含めた水システムを維持向上させながら次代に継承。
- ・河川整備の現状、森林等の流域の状況、砂防や治山工事の実施状況、水害の発生状況、河川の利用の現状（水産資源の保護及び漁業を含む。）、流域の歴史、文化並びに河川環境の保全等を考慮し、また、関連地域の社会経済情勢の発展に即応するよう、首都圏整備計画、環境基本計画等との調整を図り、かつ、土地改良事業、下水道事業等の関連事業及び既存の水利施設等の機能の維持に十分配慮。
- ・治水・利水・土砂管理等は相互に影響し合うものであり、水源から河口まで一貫した計画として実施。
- ・河川整備は長期間を要するものであるから、整備途上の各段階でもできるだけ便益を提供できるよう効果的かつ効率的に整備を進めるため、各段階での目標を明確にして

段階的な整備を実施。

- ・治水・利水・環境にわたる健全な水循環系の構築を図るため、流域の水利用の合理化、下水道整備等について、関係機関や地域住民と連携しながら流域一体となって展開。

1 - 1 災害の発生の防止又は軽減

1 - 1 - 1 河川整備の方針

- ・利根川は流域面積が大きく支川も多いため防御すべき地域も多く、それぞれの地域で特性にあった治水対策を講ずることにより水系全体としてバランスよく治水安全度を向上させることが利根川水系の治水の基本。
- ・その上で、現況の河川の安定状況も踏まえ、洪水を河道でできるだけ分担。
- ・また、河道で処理できない流量については、上下流や本支川のバランスに配慮しながら、河道が有する遊水機能を一層増強し洪水を貯留するとともに、既設洪水調節施設の徹底した有効活用を図った上で洪水調節施設を新たに整備。
- ・渡良瀬川、鬼怒川、小貝川等の大支川は本川に負荷を与えないよう、洪水調節施設により洪水調節。
- ・利根川から江戸川への分派については、これまでの分派バランスを維持。
- ・流域が低平地で内水被害が生じやすい市街地域では、本川等に負荷を与えない範囲内で内水排除及び流域外への排水を実施。
- ・堤防の新設・拡築、河道掘削、治水上支障となる堰・橋梁等の改築による河積の増大、放水路の整備、護岸・水制等の整備により、計画規模の洪水を安全に流下。
- ・なお、河道掘削等による河積の確保にあたっては、河道の維持、河岸等の良好な河川環境等に配慮。
- ・そのため、河口部、狭窄部、支派川の分合流部、深掘れ箇所等において洪水の安全な流下、河床の安定を図るため、洪水時の水位の縦断変化、河床の土砂動態等について継続的な調査観測を実施し、その結果を反映した河川整備や適切な維持管理を実施。
- ・人口資産が稠密な首都圏を氾濫域に抱えており、氾濫した場合の壊滅的な被害が予想される区間について、計画高水位を上回る洪水流量による浸透・越水に対して高い安全性を有する高規格堤防を整備。

1 - 1 - 2 河川ごとの方針

(1) 利根川本川上流部

- ・ 利水容量と治水容量の振り替えを含むダム群の再編と嵩上げ、気象予測や情報技術の進展等を踏まえたより効果的な操作ルールの採用などによる既設洪水調節施設の治水機能の向上を図るとともに洪水調節施設を整備。
- ・ 堤防の新設・拡築、河道掘削、治水上支障となる堰・橋梁等の改築による河積の増大、護岸等の整備により計画規模の洪水を安全に流下。
- ・ 破堤した場合の被害が甚大となる江戸川分派点から上流右岸の高規格堤防整備区間について、高規格堤防の整備にもつなげる緩傾斜堤防による堤防強化を実施。

(2) 利根川下流部

- ・ 堤防の新設・拡築、河道掘削、治水上支障となる橋梁等の改築による河積の増大、護岸等の整備により計画規模の洪水を安全に流下。なお、河道掘削にあたっては、河口付近の河床の安定に留意。
- ・ 印旛沼を活用した放水路を整備。なお、整備にあたっては、関係機関と連携、調整を行い、印旛沼の水質改善対策や周辺の内水対策にも配慮。

(3) 烏川

- ・ 広い高水敷等を利用して河道の有する遊水機能を増強。
- ・ 利水容量と治水容量の振り替えを含むダム群の再編と嵩上げ、効果的な操作ルールの採用による既設洪水調節施設の治水機能の向上を図るとともに洪水調節施設を整備。
- ・ 堤防の新設・拡築、河道掘削、治水上支障となる橋梁等の改築による河積の増大、護岸等の整備により計画規模の洪水を安全に流下。

(4) 渡良瀬川

- ・ 既設洪水調節施設の嵩上げや掘削、効果的な操作ルールの採用による治水機能の向上を図るとともに、支川の思川に洪水調節施設を整備。
- ・ 堤防の新設・拡築、河道掘削、治水上支障となる橋梁等の改築による河積の増大、護岸等の整備により計画規模の洪水を安全に流下。
- ・ 急流河川である上流区間は、高速流による侵食、洗掘に対応して堤防強化を実施。
- ・ 河床勾配が緩やかで洪水時に利根川の背水位の影響を受けて高い水位が長時間つづく

下流部については、浸透に対して堤防強化を実施。

(5) 鬼怒川

- ・既設洪水調節施設の掘削及び効果的な操作ルールの採用による治水機能の向上を図るとともに洪水調節施設を整備。
- ・堤防の新設・拡築、河道掘削、治水上支障となる堰・橋梁等の改築による河積の増大、護岸等の整備により計画規模の洪水を安全に流下。
- ・田川合流点付近から上流側の広い河道と霞堤等を活用した遊水機能を確保できるよう、河道を適切に維持管理。

(6) 小貝川

- ・洪水調節施設を整備。
- ・堤防の新設・拡築、河道掘削、治水上支障となる堰・橋梁等の改築による河積の増大、護岸等の整備により計画規模の洪水を安全に流下。
- ・河床勾配が緩やかで洪水時に利根川の背水位の影響を受けて洪水継続時間が長い下流部については、浸透に対応して堤防強化を実施。

(7) 霞ヶ浦

- ・合流する利根川の水位の影響を受ける等により高い水位が長時間続き、かつ、地形特性により高波浪等が発生するため、洪水位の低下を図るための対策を行うとともに浸透、波浪、越波に対応して堤防強化を実施。

(8) 江戸川

- ・堤防の新設・拡築、河道掘削、治水上支障となる堰・橋梁等の改築による河積の増大、護岸等の整備により計画規模の洪水を安全に流下。
- ・破堤した場合の被害が甚大となる三郷市付近から上流右岸について、高規格堤防の整備にもつなげる緩傾斜堤防による堤防強化を実施。
- ・河口部については、高潮対策を実施。

(9) 中川

- ・流域が低平地で湛水被害の発生しやすい地域であることから、流域内に洪水調節施設

を整備するとともに、洪水の一部を流域外へ排水するための放水路等を整備。

- ・堤防の新設・拡築、河道掘削、治水上支障となる橋梁等の改築による河積の増大、護岸等の整備により計画規模の洪水を安全に流下。
- ・著しい都市化の進展に対処するため、開発に伴う流出抑制対策の実施等、流域の保水・遊水機能を適切に確保するなどの総合治水対策を推進。

(1 0) 内水被害の著しい地域

- ・関係機関と連携・調整を図りつつ、必要に応じて内水被害の軽減対策を実施。

1 - 1 - 2 超過洪水対策

- ・施設整備には時間がかかるため整備途上で施設能力以上の洪水が発生したり、また計画規模まで整備が進んでもそれを超える自然の外力が発生し洪水氾濫した場合においても被害の最小化を図るため、既存施設の有効活用を含め、地域ごとに必要に応じた対策を実施。
- ・首都圏の壊滅的な被害を防止するため、利根川の小山川合流点から河口までの区間及び江戸川においては、計画高水位を超える洪水流量に対し高い安全性を有する高規格堤防を整備。

1 - 1 - 3 河川の維持管理の方針

- ・堤防、洪水調節施設、排水機場、樋管等の河川管理施設の機能を確保するため、巡視、点検、維持補修、機能改善などを計画的に行うことにより、常に良好な状態を保持しつつ、施設管理の高度化、効率化へ改善。
- ・内水排除や流域外への排水のための施設については、排水先の河川の出水状況等を把握し、適切な運用を実施。
- ・河道内の樹木については、河川環境の保全に配慮しつつ、洪水の安全な流下を図るため、計画的な伐採等適正な管理を実施。

1 - 1 - 4 段階的な河川整備の進め方

- ・本川及び支川の整備にあたっては、早期にかつ着実に水系全体のバランスのとれた治水安全度の向上が図られるよう、段階的な目標を明確にして河川整備を展開。
- ・特に、江戸川分派部の整備や本川上中流部の掘削等については、上流の洪水調節施設

及び本川下流部の整備状況を十分踏まえて行うなど、本支川及び上下流間バランスを考慮。

1 - 1 - 5 洪水氾濫時等における被害軽減対策

- ・洪水等による被害を極力抑えるため、ハザードマップの作成の支援、地域住民も参加した防災訓練等により災害時のみならず平常時からの防災意識を向上。
- ・既往洪水の実績等も踏まえ、洪水予報、水防警報の充実、水防活動との連携、河川情報の収集と情報伝達体制及び警戒避難体制の充実、土地利用計画や都市計画との調整など、総合的な被害軽減対策を関係機関や地域住民等と連携して推進。
- ・防災基本計画に則して、復旧資機材の備蓄、情報の収集伝達、復旧活動の拠点等を目的とする地域防災活動拠点及び輸送のための施設を整備。

1 - 1 - 6 地震等に対応した防災対策

- ・利根川及び江戸川等は「南関東地域直下の地震により著しい被害を生じるおそれのある地域」に指定されており、堤防など施設の耐震対策を実施。

1 - 2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持

1 - 2 - 1 整備の方針

- ・ 渇水時における地盤沈下の防止や河川環境の保持、近年の少雨化傾向にも対応して利水安全度を確保するため、流水の正常な機能の維持のため必要な流量を計画的に確保。
- ・ そのため、既存施設の有効利用を含む種々の手法による水資源開発施設の整備とともに、関係機関と調整しながら広域的かつ合理的な水利用の促進等により、都市用水及び農業用水等の安定供給や流水の正常な機能を維持するための必要な流量を確保。
- ・ 広範囲な水需要地域への供給、渇水時における被害の最小化を図るため、上流から下流までの地形特性を踏まえた水資源開発施設の整備により流域内・他流域との広域水融通ネットワークを構築し、水資源の有効活用による効率的な水運用を実施。
- ・ 利根川は流域が大きく多くの流入支川や水利用があることから、河川流量を縦断的に時期的に的確に確保し管理するため、複数地点での低水管理が必要。
- ・ 渇水時には、情報提供・情報伝達体制を整備し、関係機関及び水利使用者等と連携して水利使用者相互間の水融通の円滑化等を推進。
- ・ 水質事故等緊急時には、利根運河等の既存施設を有効活用。

1 - 3 河川環境の整備と保全

- ・我が国最大の流域面積を有する利根川には、渓谷、高水敷、遊水池、湿地、礫河原、湖沼、干潟、ヨシ原等良好な景観を有し多様な動植物が生育・生息する豊かな自然環境があり、一方、首都圏近郊に位置するため多くの人々がスポーツ、観光、自然観察など人とのかかわり合いが極めて高いことを踏まえ、現在の豊かな自然環境を保全することが必要。
- ・このため、流域の自然的、社会的状況を踏まえ、河川環境の整備と保全が適切に行われるよう、河川空間の利用については自然共生型のものへの転換や、関係機関との調整を図りながら河川の流況に応じたきめ細かい流量管理により良好な流域水環境の保全に努めるなど、空間管理等の目標を定め、地域住民や関係機関と連携しながら地域づくりにも資する川づくりを推進。

1 - 3 - 1 動植物の生息地・生育地の保全

- ・長大かつ広大な河道において多様な生態系を育む良好な河川空間を保全・形成。
- ・流域に残る旧川、湿地、緑地等の良好な自然環境を水系の骨格としてネットワーク化。
- ・多様な生物が生息する湿地や汽水域及び河川固有の動植物が生育・生息する礫河原等を保全・再生。
- ・アユ等魚類の産卵・生息環境を保全・形成するため、瀬の保全や海域と河川の連続性を確保。

1 - 3 - 2 良好な景観の維持・形成

- ・利根川上流部の水上峡、諏訪峡などの山間渓谷美に富んだ渓谷や中流部の礫河原と田園風景、下流部に広がる雄大な水郷地帯と調和した河川景観を保全。
- ・市街地における貴重な空間としての水辺景観を維持・形成。

1 - 3 - 3 人と河川との豊かなふれあいの確保

- ・生活の基盤や歴史・文化・風土を形成してきた利根川の恵みを活かしつつ、自然とのふれあい、釣りやスポーツなどの河川利用、環境学習の場等を整備・保全。
- ・高齢者をはじめとして誰もが安心して親しめるようユニバーサルデザインに配慮。
- ・沿川の自治体が立案する地域計画等との連携・調整を図り、河川利用に関する多様なニーズを十分反映した河川整備を推進。

1 - 3 - 4 水質

- ・生活雑排水や工場排水等により水質が悪化した綾瀬川、中川などの河川及び閉鎖性水域である霞ヶ浦、手賀沼、印旛沼などの湖沼等において、関係機関や流域住民等と連携を図りながら、流入汚濁負荷量の削減対策、河川・湖沼等の浄化対策などの水質改善を実施。

1 - 3 - 5 河川敷地の占用及び許可工作物の設置・管理

- ・貴重なオープンスペースである河川敷地の利用が高度に進んでいる状況を踏まえつつ、動植物の生息・生育環境の保全、景観の保全にも十分に配慮し、河川敷地の多様な利用が適正に行われるよう、治水・利水・河川環境と調和。

1 - 3 - 6 モニタリング

- ・環境や景観に関する情報収集やモニタリングを適切に行い、河川整備や維持管理に反映。

1 - 3 - 7 地域の魅力と活力を引き出す河川管理

- ・河川に関する情報を流域住民と幅広く共有し、防災学習、河川利用に関する安全教育、環境教育等を充実。
- ・住民参加による河川清掃、河川愛護活動等を推進。

1 - 3 - 8 地域ごとの方針

- ・本川上流部は風光明媚な景観を形成する山地渓谷を保全。
- ・本川中流部はアユの産卵・生息場となっている瀬を保全。
- ・本川下流部はヒヌマイトトンボが生息する汽水域のヨシ群落及び我が国有数のオオセッカの繁殖地となっているヨシ・カサスゲ群落等を保全。
- ・江戸川はトビハゼ等の汽水生物が生息する河口部の干潟を保全。また、利根運河は緑豊かな水辺の回廊として人と水辺空間のふれあいの場となるよう良好な河川環境を整備・保全。
- ・鬼怒川は礫河原固有のカワラノギク等の生息環境の保全・再生のため礫河原を保全・再生。

- ・ 渡良瀬遊水地は多様な動植物が生息・生育できるよう治水機能との調和を図りながらヨシ群落等の湿地を保全・再生。
- ・ 霞ヶ浦は多様な動植物が生息・生育できるよう、また湖岸景観を形成する湖岸植生帯を保全・再生。

2. 河川の整備の基本となるべき事項

(1) 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項

ア. 利根川

基本高水は、昭和22年9月洪水、昭和57年9月洪水、平成10年9月洪水等の既往洪水について検討した結果、そのピーク流量を基準地点八斗島において22,000m³/sとし、このうち流域内の洪水調節施設により5,500m³/sを調節して、河道への配分流量を16,500m³/sとする。

イ. 渡良瀬川

基本高水は、昭和22年9月洪水、昭和41年9月洪水、平成14年9月洪水等の既往洪水について検討した結果、そのピーク流量を基準地点高津戸において4,600 m³/sとし、このうち流域内の洪水調節施設により1,100m³/sを調節して、河道への配分流量を3,500m³/sとする。

ウ. 鬼怒川

基本高水は、昭和23年9月洪水、昭和24年9月洪水、昭和57年9月洪水、平成10年9月洪水等の既往洪水について検討した結果、そのピーク流量を基準地点石井において8,800m³/sとし、このうち流域内の洪水調節施設により3,400m³/sを調節して、河道への配分流量を5,400m³/sとする。

エ. 小貝川

基本高水は、昭和57年9月、昭和61年9月、平成5年8月、平成11年7月等の既往洪水について検討した結果、そのピーク流量を基準地点黒子において1,950m³/sとし、このうち流域内の洪水調節施設により650m³/sを調節して、河道への配分流量を1,300m³/sとする。

表 - 1 基本高水のピーク流量等一覧表 (単位: m³/s)

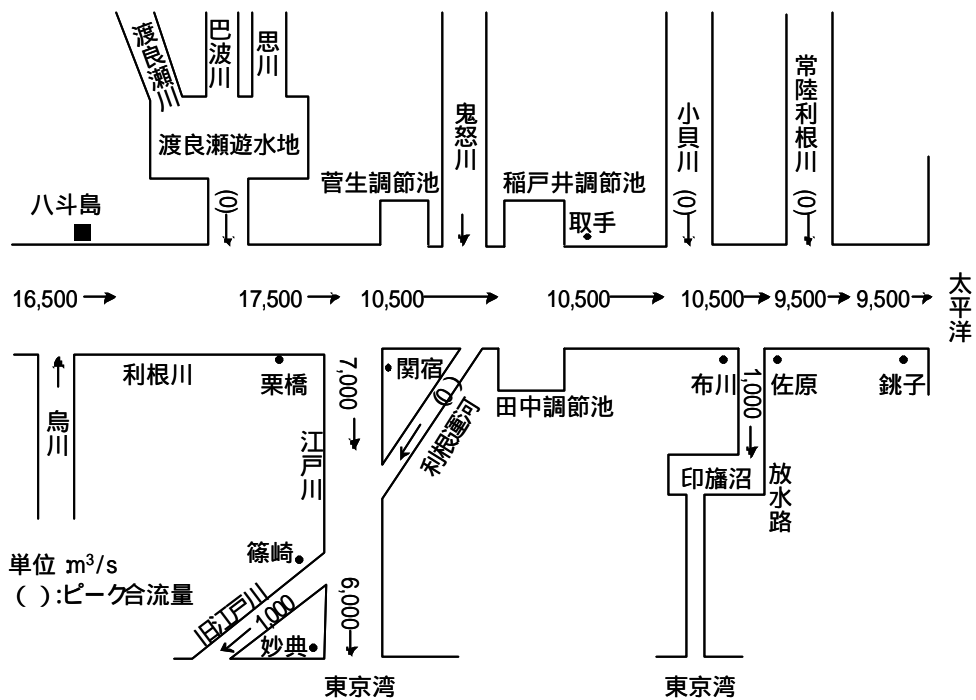
河川名	基準地点	基本高水のピーク流量	洪水調節施設による調節流量	河道への配分流量
利根川	八斗島	22,000	5,500	16,500
渡良瀬川	高津戸	4,600	1,100	3,500
鬼怒川	石井	8,800	3,400	5,400
小貝川	黒子	1,950	650	1,300

(2) 主要な地点における計画高水流量に関する事項

ア．利根川

計画高水流量は、八斗島において $16,500\text{m}^3/\text{s}$ とし、それより下流の広瀬川等の支川合流量をあわせ、栗橋において $17,500\text{m}^3/\text{s}$ とする。関宿においては江戸川に $7,000\text{m}^3/\text{s}$ を分派して $10,500\text{m}^3/\text{s}$ とし、また、鬼怒川合流後の取手、小貝川合流後の布川においては $10,500\text{m}^3/\text{s}$ とする。途中、放水路により $1,000\text{m}^3/\text{s}$ を分派して佐原において $9,500\text{m}^3/\text{s}$ とし、常陸利根川の合流後、河口の銚子においても $9,500\text{m}^3/\text{s}$ とする。

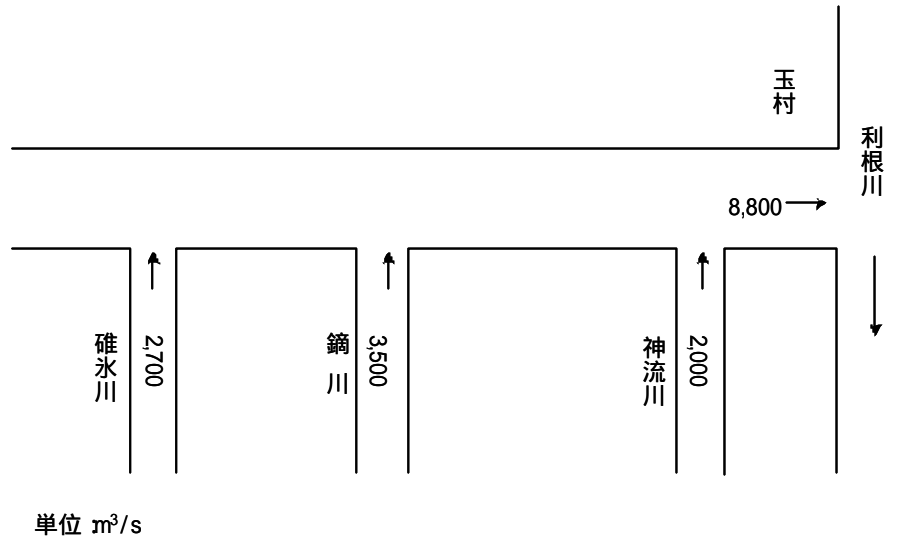
利根川計画高水流量図



イ．烏川

計画高水流量は、神流川等の合流量を合わせ、利根川本川合流点の玉村地点において8,800m³/sとする。

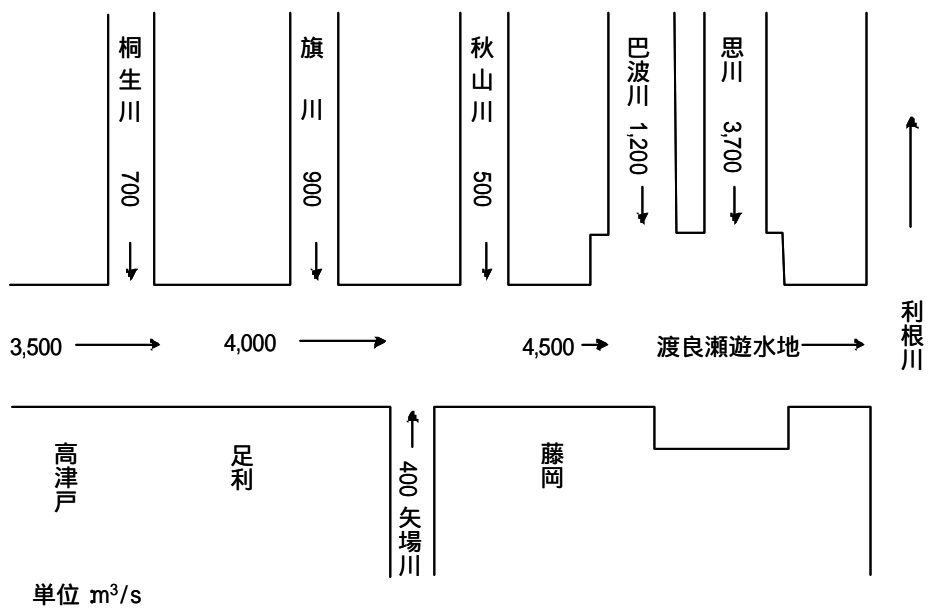
烏川計画高水流量図



ウ．渡良瀬川

計画高水流量は、高津戸において3,500m³/sとし、桐生川等の支川合流量を合わせ、足利において4,000m³/sとし、さらに旗川、矢場川、秋山川のそれぞれの合流量を合わせ、渡良瀬遊水地流入地点の藤岡地点において4,500m³/sとする。

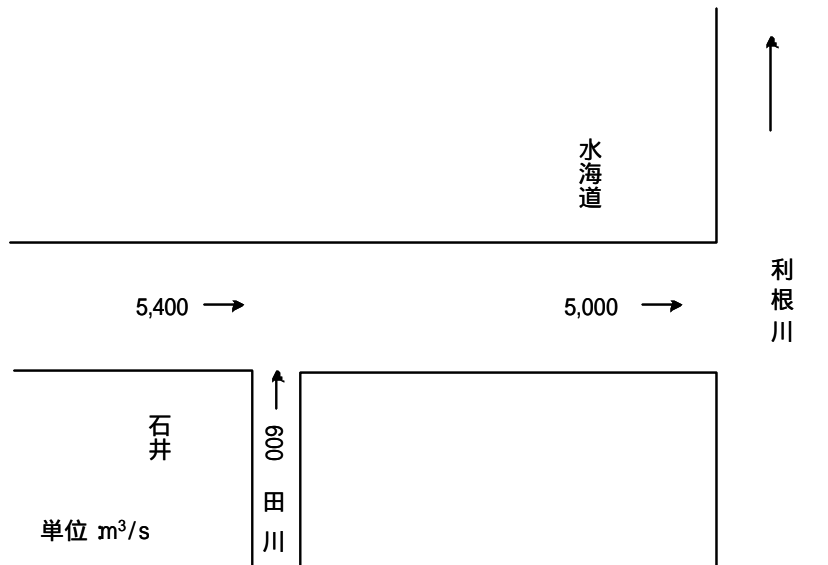
渡良瀬川計画高水流量図



エ．鬼怒川

計画高水流量は、石井において $5,400\text{m}^3/\text{s}$ とし、河道低減量及び田川等の残流域の合流量を見込み、水海道地点において $5,000\text{m}^3/\text{s}$ とする。

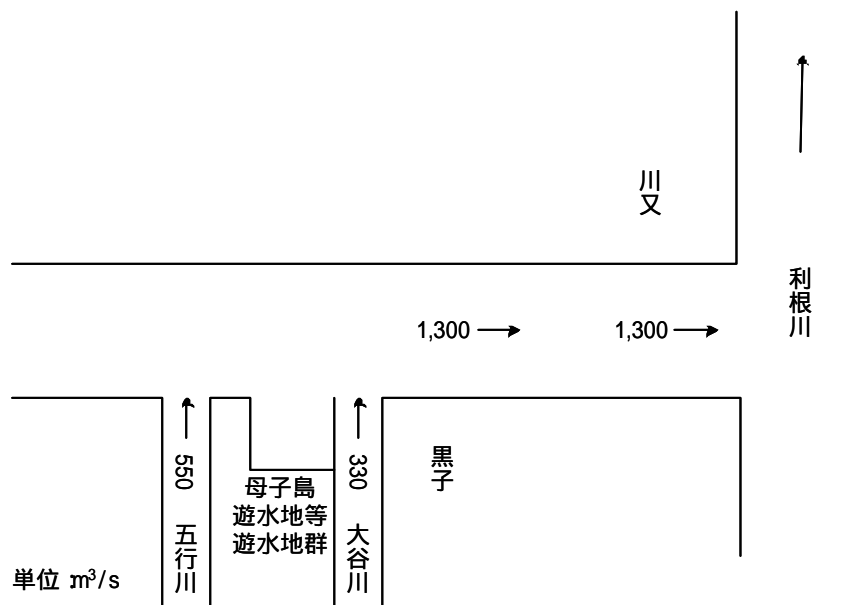
鬼怒川計画高水流量図



オ．小貝川

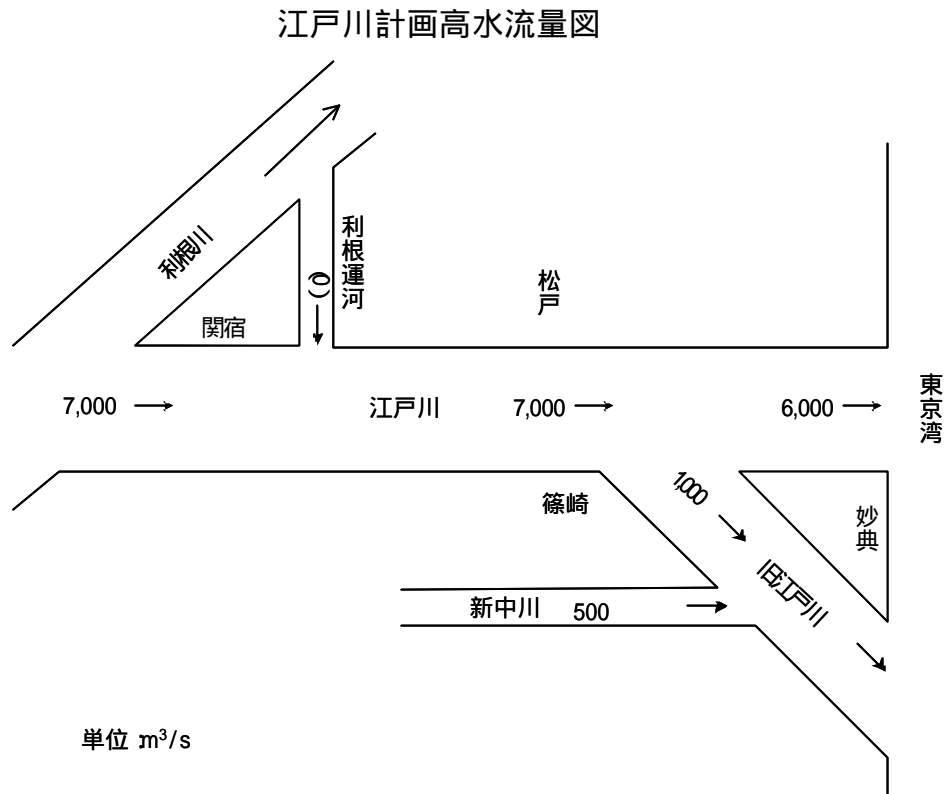
計画高水流量は、五行川及び大谷川の合流量をあわせ、黒子地点において $1,300\text{m}^3/\text{s}$ とし、川又地点についても同一流量とする。

小貝川計画高水流量図



カ．江戸川

計画高水流量は、関宿及び松戸において7,000m³/sとし、篠崎において旧江戸川に1,000 m³/sを分派し、その下流妙典で6,000m³/sとし、河口まで同一流量とする。

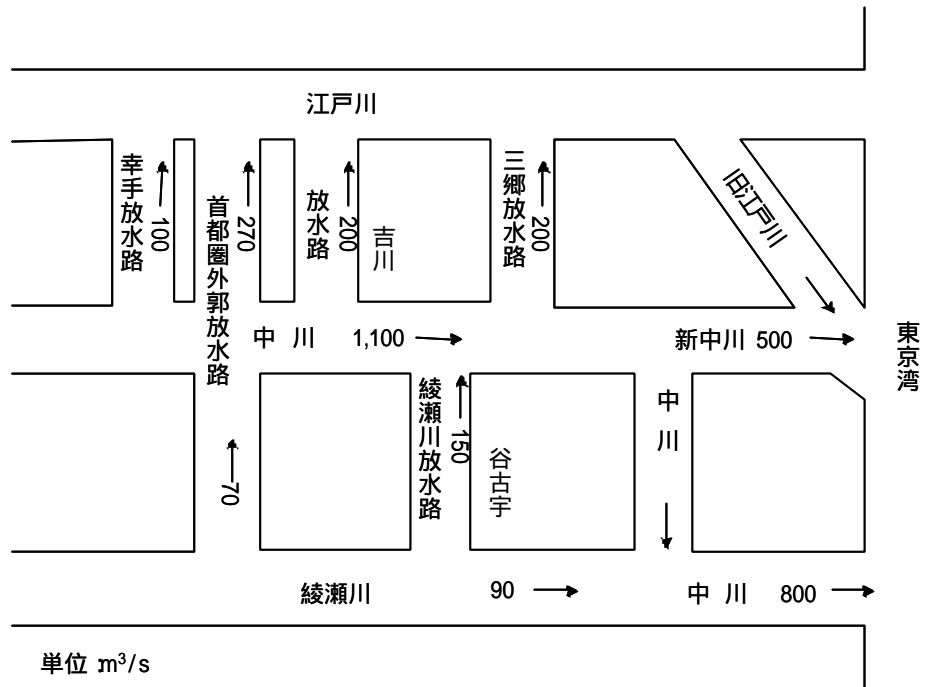


キ．中川

計画高水流量は、幸手放水路及び首都圏外郭放水路等により一部を江戸川に放流し、吉川において1,100m³/sとし、さらに綾瀬川放水路の合流量を合わせ、三郷放水路において一部を江戸川に放流する。その後、新中川に500m³/sを分派し、河口まで800m³/sとする。

綾瀬川の計画高水流量は、谷古宇において90m³/sとする。

中川計画高水流量図



(3) 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項

本水系の主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る概ねの川幅は、表 - 2 のとおりとする。

表 - 2 主要な地点における計画高水位及び川幅一覧表

河川名	地点名	河口又は合流点 からの距離 (km)	計画高水位 Y.P. (m)	川幅 (m)
利根川	八斗島	河口から 181.5	50.51	1,040
	栗橋	" 130.4	20.97	720
	取手	" 85.3	10.92	1,270
	布川	" 76.5	9.38	280
	佐原	" 41.0	5.17	540
	銚子	" 0.7	2.30	640
烏川	玉村	利根川合流点から 0.0	55.25	630
渡良瀬川	高津戸	利根川合流点から 56.0	154.81	50
	足利	" 35.7	39.22	240
	藤岡	" 13.0	21.74	240
江戸川	関宿	河口から 58.4	17.62	400
	松戸	" 19.6	8.13	480
	妙典	" 0.1	4.80	400
旧江戸川	篠崎	" 9.1	4.80	200
鬼怒川	石井	利根川合流点から 75.2	102.03	590
	水海道	" 11.0	17.25	350
小貝川	黒子	利根川合流点から 60.4	23.23	150
	川又	" 27.9	14.96	170
霞ヶ浦(西浦)	出島		2.85	
	北浦		2.85	
中川	吉川	河口から 30.6	A.P. 4.75	200
綾瀬川	谷古宇	中川合流点から 14.4	A.P. 4.10	30

注) Y.P. : 堀江量水標零点高 (T.P. - 0.84m)

: 計画高潮位

A.P. : 霊岸島量水標零点高 (T.P. - 1.13m)

(4) 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項

利根川、派川江戸川・旧江戸川及び支川鬼怒川、渡良瀬川における既得水利は表 - 3、平均低水流量、平均濁水流量は表 - 4 のとおりである。また、流水の正常な機能を維持するため必要な流量は、利水の現況、動植物の保護、流水の清潔の保持等を考慮して、概ね表 - 5 のとおりとする。

なお、流水の正常な機能を維持するため必要な流量には、水利流量が含まれているため、水利使用等の変更に伴い、当該流量は増減するものである。

表 - 3 既得水利

河川名	区 間 名	既得水利量 (m ³ /s)					
		許可水利				慣行水利	計
		かんがい用水	水道用水	工業用水	雑用水		
利根川	利根大堰上流地点～栗橋地点	72.1	19.4	1.1	-	-	92.6
	栗橋地点～布川地点	10.6	0.2	-	-	-	10.8
	布川地点～利根川河口堰上流地点	44.5	3.8	1.3	-	2.9	52.5
	利根川河口堰下流地点下流	-	-	0.4	0.01	-	0.41
江戸川	野田地点下流	4.0	16.6	1.8	-	-	22.4
旧江戸川	江戸川水閘門下流地点下流	-	-	-	-	-	-
鬼怒川	佐貫 ^{さぬき} 地点下流	75.3	1.7	0.8	-	1.0	78.8
渡良瀬川	大間々地点下流	31.5	1.1	0.01	-	0.3	32.9

表 - 4 流況

河川名	地点名	流況 (m ³ /s)			
		統計期間と年数		平均低水 流量	平均濁水 流量
		期 間	年数		
利根川	利根大堰上流	昭和44年～平成15年	35	103.5	79.3
	利根大堰下流	昭和44年～平成15年	35	55.4	29.3
	栗 橋	昭和20年～平成15年	58	108.9	77.3
	布 川	昭和20年～平成15年	50	96.3	61.6
	利根川河口堰下流	昭和53年～平成15年	25	81.6	36.5
江戸川	野 田	昭和30年～平成15年	49	49.4	32.3
旧江戸川	江戸川水閘門下流	昭和56年～平成15年	23	18.9	8.1
鬼怒川	佐 貫	昭和27年～平成15年	28	19.3	11.9
渡良瀬川	大 間 々	昭和57年～平成15年	20	7.1	6.1

表 - 5 流水の正常な機能を維持するため必要な流量

河川名	地点名	流水の正常な機能を維持するため 概ね必要な流量 (m ³ /s)			
		かんがい 期最大	非かんが い期最大	維持すべき対象	
利根川	利 根 大堰上流	115	45	動植物の保護、水質、景観、舟運等	
	利 根 大堰下流	20	20	動植物の保護、水質、景観等	
	栗 橋	120	80	動植物の保護、水質、景観、塩害の防止等	
	布 川	95	75	水質、塩害の防止等	
	利根川 河口堰下流	30	30	動植物の保護等	
江戸川	野 田	35	30	動植物の保護、水質、景観等	
旧江戸川	江戸川 水閘門下流	9	9	動植物の保護、水質等	
鬼怒川	佐 貫	45	7	動植物の保護、水質、景観等	
渡良瀬川	大 間 々	25	7	動植物の保護、水質、景観等	

なお、流水の正常な機能を維持するため必要な流量は、上記流量を目安とするが、その流量は、支川合流量の増減、下流施設の運用、取水・還元状況等により変動するものである。